

令和4年川南町教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年4月27日（水）午前9時30分～午前10時25分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本 幹夫教育長、川添 健一教育長職務代理者、
富山 美津子委員、小嶋 久美子委員、本多 京子委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 関係職員 山本博課長、平部至識教育対策監、橋口実課長補佐
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和4年川南町教育委員会第4回定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより富山美津子委員を指名します。

○富山委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。4月の報告事項でございます。4月1日に辞令交付式、教職員着任式等があり、教育委員の皆さんにも参加していただいております。7日に規模を縮小して、川南町交通安全の集い及び交通安全対策協議会が行われました。8日に学校運営協議会の辞令交付式を行いました。11日、12日に行われた小中学校の入学式に参加していただきありがとうございました。15日金曜日には、川南湿原の開園式に参加しました。今はハルリンドウが見頃の様子です。18日は、児湯管内教育長会が行われました。21日には、宮崎県市町村教育長連絡協議会総会が3年振りに行われ、久しぶりに顔を合わせたところがあります。25日の月曜日には、中部教育事務所管内の児湯地区教育長会がありました。昨日は、町教育研究所の開所式が行われ、本日が教育委員会定例会、明日が行政経営会議となっています。29日に予定していましたスポーツ少年団入団式については中止となりました。続きまして、5月の予定となります。連休明けの11日には、町校長会と高齢者教室の開級式等が行われます。12日には臨時議会、午後からは学校経営ビジョン説明会が行われますので、委員の皆さんには参加をお願いします。19日からは、資料にもありますとおり行政座談会が6回計画されています。町長部局主催で、町長が説

明されますが、新中学校のことで教育委員会にも質問が出るのではないかと思います。私からは以上です。次に課長お願いします。

○課長

2ページをお願いします。

1番目、令和4年度教育課の組織についてです。表に記載のとおりです。太文字の3名が人事異動で教育課に配属された職員です。

学校教育係長 今井 妙、教育施設係長 今山 直樹、文化スポーツ係主査 川野 裕也です。

2番目、令和4年度小・中学校児童生徒数についてです。

小学校全体で、810名、中学校全体で428名になります。小学校児童数は、前年度と比較すると、23人減、中学校で27人減となっています。

3番目、行政座談会の開催についてです。これは、町の行政報告として開催するものです。小学校区毎に巡回し、最後に全地区を対象としてサンA川南文化ホールで行い、計6回開催します。町長が、町政全般について説明を行います。新中学校設立についての質問も多いのではないかと考えているところです。以上です。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○対策監

まず、児童生徒の状況についてです。

4月12日現在の本町の児童生徒数は小学校810名、中学校428名、合計1238名でございます。

4月7日に1学期の始業式が行われましたが、町内の欠席者数は54名でした。出席停止が41名と多いですが、これは児童生徒がコロナウイルス濃厚接触者又は児童生徒本人が陽性者になったことによるものであります。春休みに入る前に、各学校において春休みの過ごし方についてしっかり御指導いただいたおかげで、児童生徒の生命に係る事故や問題等の報告は挙がってきておりません。ただ、4月22日の2時間目の体育の時間の終わり頃に子どもたちに自由時間を与えたところ、ブランコの順番待ちでブランコの周りを囲んでいる鉄製の枠に立っていた川南小の1年女子児童がその枠から滑り落ちて、地面に右手をついたところ腕を骨折したとの報告がございました。幸いその児童は手術をすることもなく、月曜日から通常登校できています。

次に教職員の状況についてです。

スタートしたばかりではありますが、既にもらい事故が1件報告されています。ちなみに、昨年度は、交通事故が9件、交通違反が4件でした。

このことから、町校長会と町教頭会において交通ルールを守るとともに、交通安全に気を付けるよう全職員に対して指導するようお願いをしたところでございます。これからも、様々な機会を通じて交通安全を含む、コンプライアンスの徹底についてお願いしていきたいと考えております。

これまでの行事につきましては、そこに載せてあるとおりでございます。

今後の行事につきましては、5月12日に校長先生方がどのような学校を作っていくかを説明する「学校経営ビジョン説明会」を計画しておりますので、皆様の出席をよろしくお願いいたします。

その他の新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応等についてでございます。別紙資料を御覧ください。

これは4月11日付けで作成した「新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応等について」です。まず、濃厚接触者としてPCR検査を受ける検査対象ですが、高鍋保健所によりますと、同居家族のみになったようです。このことから、これまで特定していた学級や部活動所属の生徒等の濃厚接触者は特定しないこととなります。厚生労働省によりますと、濃厚接触者は2にあります5つを定義しております。学校内におけるコロナ感染症防止に資するために、町教育委員会から学校に対しまして、3にあります6つの学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしたところでございます。特に、子どもたちを濃厚接触者にしないように、感染リスクを抑えるために、正しくマスクを着用させること、給食時間の黙食を徹底することの2つを重点実践事項としております。4の部活動・体育の時間の感染症対策としまして、3つを挙げております。これは県からの通知文に基づいて設定しております。5の新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の学校の対応についてです。(1)にありますように、陽性者の連絡の流れは、原則、保健所から保護者、保護者から学校、そして学校から教育委員会になっております。(2)にありますように、臨時休業の規模等については、校長先生と教育委員会で協議の上、教育委員会が決定することとしております。アにありますように、陽性者が出た場合は、原則、その学級の児童生徒は、陽性者が最後に登校した日を起点として、5日間の自宅待機になります。イにありますように、仮に陽性者が出ても、3の学校におけるコロナウイルス感染症の6つの内容の徹底が図られていれば、児童生徒の学びを保障する観点から、教育委員会と校長先生と協議の上、通常登校することもあります。なお、(3)の陽性者の同居家族の取扱いにつきましては、これまで同様、保健所の指示に基づいて対応していくこととなります。

レジュメに戻ります。

本年度も、子どもたちの作品の積極的な新聞への投稿をはじめ、学校ホームページの更新やフェイスブックの活用についてもお願いをしたところであります。

最後に、学校訪問の計画についてです。

支援訪問、町教育委員会計画訪問については、本年度は、唐瀬原中学校区が対象となりますが、現在中部教育事務所と日程の調整を行っている段階であります。学校からの希望は御覧のようになっておりますが、どの学校も同じような時期を希望しているため、日程調整も難しいのではないかと思います。

また、正式に御案内を差し上げますので出席の方をよろしくお願いいたします。なお、午前中の学校説明、授業参観のみとなります。

町教育委員会視察訪問については、国光原中学校区が対象となりますが、支援訪問の期日が決定した後に調整を行うこととなりますので、現時点では未定であります。学校からの希望は御覧のとおりです。

視察訪問については、4校時、(5校時)の参観授業、給食、5校時参観授業、意見交換の予定となっております。

ただし、新型コロナウイルスの感染状況次第では延期や中止の対応を取る可能性もありますことをお含み置きください。以上です。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○川添委員

確認ですが、行政座談会には出来る限り参加した方が良いということでしょうか。

○課長

今回は、教育委員会主催ではありませんので、一町民として参加していただければよろしいかと思えます。

○川添委員

少なくとも自分の地区の会には参加した方がよいということになりますか。

○課長

その判断も委員の皆さんにお任せします。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○川添委員

学校訪問計画を見ると6月の希望が多いようですが、6月が中心になると考えておけばいいですか。

○対策監

学校には、1学期と2学期のバランスがよくなるようお願いはしているところです。1学期と2学期で半々になるように調整をしたいと考えておりますが、中部教育事務所との調整もありますので、まだ決定しておりません。6月の毎週水曜日になるような事態は避けたいと思えます。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第1号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員として、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校会計年度任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとするものです。

専決第2号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」内申するものですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員として、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校会計年度任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和4年7月19日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第2号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第3号及び専決第4号「川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第3号は、「川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の解嘱について」です。記載の8名について委嘱を解くものです。

専決第4号は、「川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」です。記載の8名について委嘱をするものです。

委嘱の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとするものです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

委員は、全員で何人になりますか。

○課長

総勢20名になります。今回は8名の入れ替えです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第3号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第5号「令和4年度川南町学校運営協議会委員の委嘱について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第5号は、「令和4年度川南町学校運営協議会委員の委嘱について」、記載の21名について委嘱するものです。

委嘱の期間は、令和4年4月8日から令和5年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

令和4年度から初めて委員になられる方がいらっしゃいますか。

○対策監

4名の方が新たに委嘱され、その他は引き続きとなります。

○教育長

その他質疑はなりませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第4号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第6号「川南町社会教育指導員の任命について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第6号は、「川南町社会教育指導員の任命について」、川南町社会教育指導員設置規則（昭和47年教育委員会規則第9号）第3条により、森隆茂氏と樋高智子氏を任命するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第8、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第5号につきましても、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第7号「川南町共同学校事務室長及び副室長の任命について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第7号は、川南町共同学校事務室運営要綱（平成31年川南町教育委員会訓令第1号）第2条第3項の規定により、令和4年度川南町共同学校事務室長に寺坂昭洋氏を任命し、副室長に那須弘幸氏を任命するものです。

委嘱の期間は、両者とも令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○小嶋委員

それぞれどの学校に所属されていますか。

○課長

室長が川南小学校、副室長が国光原中学校となります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○川添委員

川南町共同学校事務室とはどのような組織ですか。

○教育長

川南町共同学校事務室は、川南小学校に設置されています。月に一回程度、7校の県費負担事務職員が集まり、教職員の給与及び旅費の支給に関することや教材、教具その他の備品の共同購入に関する業務等を行っています。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第9、報告第6号「専決処分の報告

及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第6号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第8号「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第8号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員として、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員について内申するものです。

期間は、令和4年4月19日から令和5年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

この先生の専門教科は何でしょうか。

○課長

養護助教諭となります。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第6号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第10、議案第1号「川南町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「川南町文化財保護審議会委員の委嘱について」御説明します。

川南町文化財保護条例（昭和48年川南町条例23号）第6条の規定により、記載の6名について委嘱するものです。

委嘱期間は、令和4年5月1日から令和6年4月30日までです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

それぞれ委員の経歴が分かれば教えてください。

○課長

湿原を守る会、元教員、元教育委員、元地域婦人連絡協議会の代表の方々となっております。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり、可決されました。日程第11、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願いします。

○課長補佐

前回の定例会で小嶋委員から問題提起がありました名簿の件について、各学校に問い合わせましたので、結果について報告させていただきます。通常時、式典時、参観日等すべてにおいて、通常学級、特別支援学級を一緒にした名簿を使っている学校は2校、通常時は別々で式典時、参観日等保護者の目に触れるときは、一緒にした名簿を使っている学校が1校、残り4校は別々にしているということでした。

なお、別々にしている学校では、式典時は保護者に意向を確認して名簿の記載順番を決めているとのことでした。

○教育長

ただいま報告がありました。質疑はありませんか。

○小嶋委員

普段、学校で点呼する場面があるのか分かりませんが、特別支援コーディネーターの先生方は、どのように考えているのか、子供たちへの影響はないのかなどの意見を聞いてみたいと思いました。

○教育長

次回の校長会の時に、教育委員から意見がありましたということで報告しておきたいと思えます。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、5月26日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、5月26日木曜日9時30分から行うことに決定しました。これで、令和4年第4回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のおてん末に相違ないことを証明する。

令和4年5月26日

川南町教育委員会 教育長

坂本 幹夫

川南町教育委員会 教育委員

川添 健一